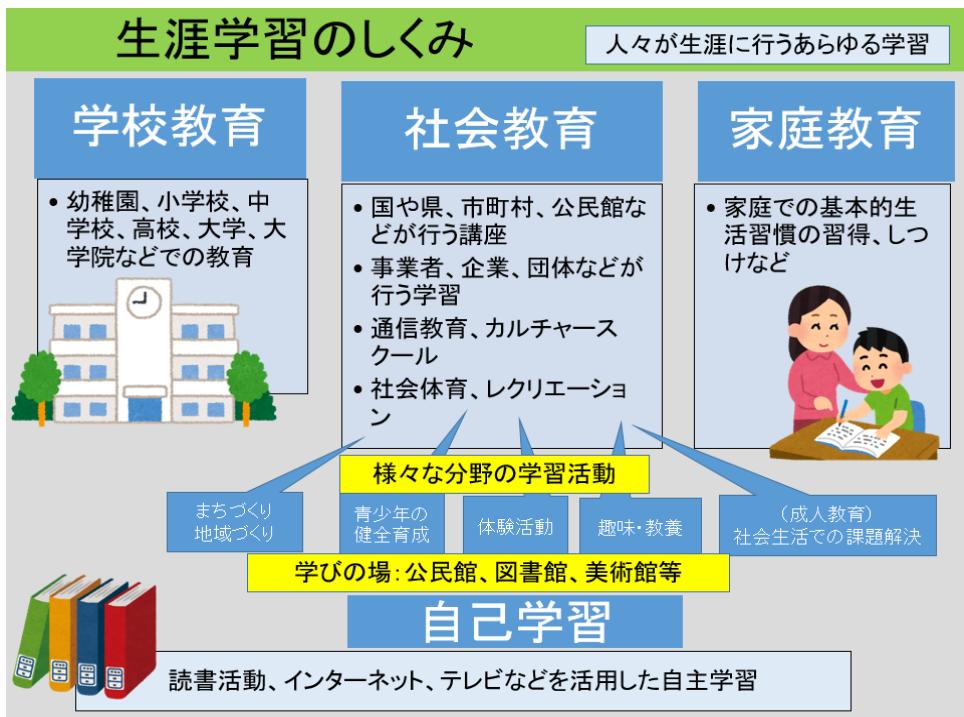


求められる公民館の役割



大分県教育庁 社会教育課 生涯学習推進班
課長補佐（総括）兼任社会教育主事 馬場 尚登



社会教育法と公民館（目的）

第二〇条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

目的を具体的に表すと

- 教養の向上 → 歴史講座、自然観察 . . .
- 健康の増進 → 健康づくりの活動、レク
- 情操の純化 → 絵画・書道教室、展示会 . . .
- 生活文化の振興 → 生活を豊かにする
(芸術、スポーツ、余暇活動、伝統)
- 社会福祉の増進 → 生活の安定と援助

社会教育法と公民館（公民館の事業）

第二二条

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

社会教育法と公民館（公民館の運営方針）

第二三条

公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 **もつぱら** 営利を目的として事業を行い、**特定の** 営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 **特定の** 政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、**特定の** 候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、**特定の** 宗教を支持し、又は**特定の** 教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

教育機関としての公民館

市町村の

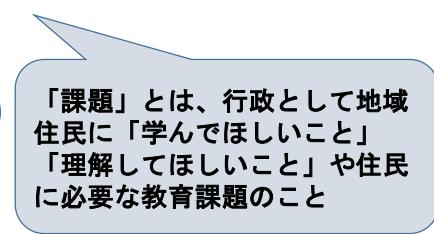
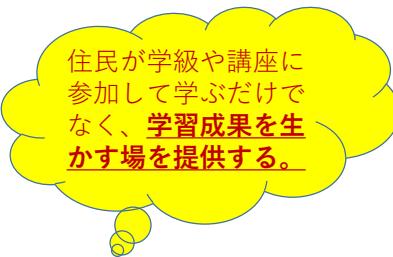
「まちづくり（地域づくり）の目標」

「教育目標」

「社会教育、生涯学習目標」を達成するための**教育機関**



「住民が何を学びたいか？」と「地域の課題」を主なテーマに事業を実施



公民館がすべきこと

- **人づくり**

地域のことをよく理解し、動くことのできる人材

- 「地域づくり」の絵を描き実行する

将来的な地域の姿

- 「住民自治の仕組みづくり」を支援

地域団体の再組織化

地域課題を「共助」で解決

「自治」とは？

- ・自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。
- ・お互いに助け合いながら、安心して過ごせる「地元」をつくること
(「よくわかる公民館の仕事」
全国公民館連合会 から)

これも行政に頼っていたのでは？

自治会：
暮らし続けられる
地域の維持

現在の公民館

今も昔も住民が集まる場所であることに変わりはない

- ・貸し館・ホールとしての役割
- ・学習の場としての役割
- ・緊急時の避難所
- ・図書館・資料館・情報センターとしての役割
- ・学童スペース
- ・役場の支所としての役割
- ・地域学校協働活動（協育）のコーディネート役

代わりが務まる施設が他にあるか？

公民館職員の役割

・事業企画、実施

→ 主催事業（講演会、講座、イベント）の実施

・情報収集、提供

→ 目的に合った情報、地域情報の収集と提供

・調整、連携

→ 住民と住民、住民と行政や諸機関

・支援、環境づくり

→ 貸し館、相談に乗る

行政の責任のもとで
案内役、仲介者（調整役）、
相談役、旗振り役、興行主、
事務屋・・・

・施設の維持管理

公民館は何をすべきか？

● 「地域づくり」につながる事業

(地域の魅力や問題点を見直す、産業につなげる、人材育成…)

● 学校との連携、学校への支援

● 防災・危機管理の徹底

● 掃除、片付け→ 気軽に、気兼ねなく使えるように

(物置になっている部屋はありませんか？障子や襖は破れていませんか？トイレはきれいですか？ほこりは積もっていませんか？布団や座布団はすぐに使えますか？)

● 「公民館だより」の発行

● あれもこれも手を出さない

(現行の体制で何ができるのかをもう一度考えてみる)

地区の目玉となる事業

新たな事業の企画とこれまでの事業の見直し

- ・伝統文化、伝統行事の復活（盆踊り、祭りなど）
- ・認知症予防、介護予防教室
- ・料理教室
- ・「ひなんぶくろ」「命のカプセル」製作
- ・三世代交流事業（田植え、稻刈り、ものづくり、スポーツ）
- ・何でも相談日（民生委員と）
- ・河川の清掃（〇〇川を守る会、ホタル鑑賞会）
- ・花壇、畠作り（ふれあいガーデン）→ 景観保全
- ・農村民泊
- ・エコ学習、活動
- ・通学合宿
- ・商品開発
- ・散歩道の整備

学校との連携・学校への支援

- ・「学校を核とした地域づくり」の推進
→ 学校が地域と関わる際の接点・窓口
- ・コミュニティ・スクール
(保護者や地域が一定の責任を持って学校運営に参画)
→ 「学校運営協議会」への関わり

学校運営協議会

学校運営に関して協議する機関（保護者代表、地域代表…）

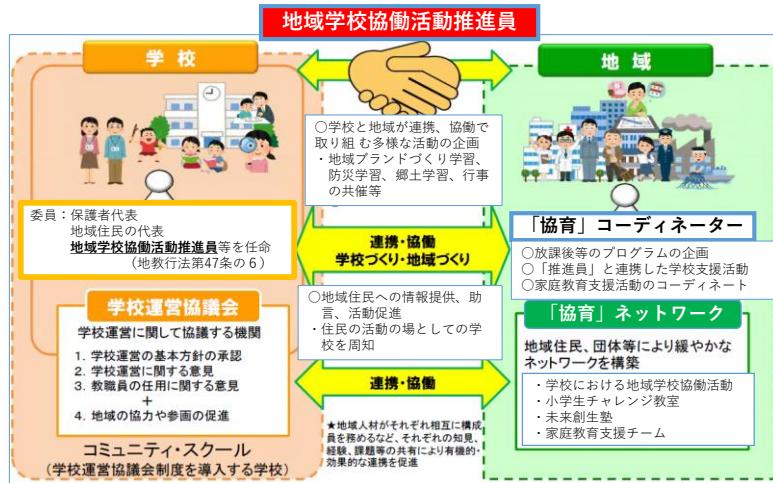
- 1 学校運営の基本方針の承認
- 2 学校運営に関する意見
- 3 教職員の任用に関する意見
- 4 地域の参画や協力の促進

地域学校協働活動推進員の配置について

【趣旨】
大分県が進めるコミュニティスクールと「協育」ネットワークの円滑な連携を進めるため以下の要件を満たす者について助成する。
※背景 地教行法・社会教育法改正(H29.3)「芯の通った学校組織」推進プラン第2ステージ

定義 <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動の円滑な実施を図る者 ・地域住民・学校間の情報共有を図る者 ・地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言・援助を行う者 	要件 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民であること。 ・学校運営協議会の委員であること。(地教行法第47条の6) ・地域学校協働活動推進員の委嘱をしていること。(社会教育法第9条の7)
---	---

➡ 法的に学校に対して意見を述べる機会と権限を持つ者



防災・危機管理の徹底 ～災害が起きる前にしておくこと～

① 何がどこにあるか確認する！！

判断力が低下することを前提として

(普段から確認しておくべきこと)

コンセントはどこ？延長コードは？(電源確保)

バケツはどこ？水はどこから？(消火)

火はどうやっておこす？(暖房、調理、焼却)

懐中電灯は？予備の電池は？

館の鍵はどこ？(夜間での被災)

館の構造(何がどこにどのくらいある？)

館の周辺の立地条件の確認(避難中の被災もある！)

② 防災訓練

- ・公民館事業の防災訓練としての見立て

→祭りなどの大きな行事
(炊き出し、連絡網、電源確保、テント設営)

- ・救急救命法の習熟

- ①心肺蘇生法 (心臓マッサージと人工呼吸法)
- ②応急手当 (打撲などへの手当、止血法)
- ③救急セットの確認 (初歩の初歩)

- ・災害対応マニュアルの作成

③ 援護が必要な人への配慮

～理解者として、窓口としての心構え～

援護を必要とする人

- 例) 外国人 (言語と風習)
乳幼児とその保護者
障害者 (障害者差別解消法→合理的配慮が必要)
高齢者
病気の人

当人への配慮と周囲の理解を促すことが必要

- ①広めのスペースの確保
- ②飲料水等の優先提供
- ③差別意識の払拭
- ④トイレの配慮等

→以上のことを健康な人にはできるだけ、我慢してもらう

④ 事故の予防

利用者の事故防止はもちろんのこと、
自分がけがをしないように！！
(事前にとつておくべき対策)

【施設の構造】

施設の耐震性の向上

【施設の内部】

備品の転倒防止、ガラス破損・飛散防止、
賞状の額などの固定強化

【人】

医薬品、水（飲料水を含む）の確保

公民館の設置及び運営に関する基準

- **地域の学習拠点としての機能の発揮** H15. 文科省告示
必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPOその他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努める
- **地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮**
学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等
- **奉仕活動・体験活動の推進**
ボランティアの養成のための研修会
- **学校、家庭及び地域社会との連携等**
関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、連携の推進に努める
公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努める
地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努める
- **地域の実情を踏まえた運営**
地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努める

新たな手段



情報コンテンツを活用した取組

①オンライン講座

- ・オンライン会議アプリ「Zoom」を活用した講座や教室の配信
→ 双方向でのやりとりが可能

②動画配信

- ・YouTubeで配信 → 一時停止や繰り返しで視聴者のタイミングで受講可能

③ケーブルテレビ

- ・ケーブルテレビ会社に協力依頼し、番組を制作
→ 世帯加入率が高いのが魅力、インターネットが使えない場合でも受講できる

「オンラインによる取組」と「対面による取組」の組み合わせで「時間的・空間的制約を超えた学び」や「個々の習熟度、興味関心に応じた学び」などが可能になる